

事 務 連 絡

平成23年3月14日

都道府県関係者各位

水産庁資源管理部遠洋課捕鯨班

定置網に混獲されたひげ鯨等のDNA登録に係る取扱いについて

定置網に混獲されたひげ鯨等を利用する場合には、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）の第90条及び指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令の施行に伴う鯨類（いるか等小型鯨類を含む）の捕獲・混獲等の取扱いについて（平成13年7月1日付水産庁長官通知、平成16年10月12日付長官通知にて改正一部）の第2の2により、鯨肉のDNA分析を行うことを義務づけており、現在、（財）日本鯨類研究所鮎川実験所（宮城県石巻市牡鹿地区）がDNA解析作業を担っているところではありますが、3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震により、同実験所でのDNA解析作業が困難な状況となりました。

つきましては、定置網に混獲されたひげ鯨等のDNA分析については、当面の間、（財）日本鯨類研究所（東京本所）にて行うこととなりましたので、DNAサンプルの鯨肉は同所に送付していただきますよう、関係者への周知及びご協力につき、よろしくお願いいたします。

記

DNAサンプルの送付先：（財）日本鯨類研究所研究部

住 所 〒104-0055 東京都中央区豊海町4番5号

電 話 03-3536-6521

F A X 03-3536-6522

連絡先：水産庁資源管理部遠洋課捕鯨班（古川）

TEL:03-3502-2443 FAX:03-3591-5824

E-mail:hiroko\_furukawa@nm.maff.go.jp